

# 令和8年度西都市子育て世代 移住促進住宅取得助成金交付事業

西都市では子育て世代の移住・定住促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」する子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

## 対象者（すべてに該当すること）

- 転入者である方
- 申請日時点で40歳未満の方又は中学生以下の子どもを養育し同居している方
- 新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う方
- 世帯員全員が住所地の税金等の滞納がない方
- 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていない方
- ※**転入者**…西都市への転入予定者で、申請日から直近3年間西都市に住所を有しない方  
既に転入している場合は、転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において転入後3年以内の方

## 助成金の額

- 新築住宅（工事又は購入）×**市内**業者を利用した場合 200万円
- 新築住宅（工事又は購入）×**市外**業者を利用した場合 100万円
- 中古住宅購入の場合 50万円

## 対象の住宅

- 新築住宅の工事
  - ・建物本体の工事に係る費用が税込1,000万円以上のもの
  - ・**工事着工後（基礎コンクリート打設後）～完成前**であるもの
- 新築住宅の購入
  - ・建物本体、土地及び建物に付随する施設の費用が税込1,000万円以上のもの
  - ・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
  - ・売買契約締結後～引渡し前であるもの
- 中古住宅の購入
  - ・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
  - ・購入費（土地代含む）が税込300万円以上のもの
  - ・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
  - ・**売買契約締結後～引渡し前**であるもの

## 添付書類

次の書類の提出が必要です。

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書、収支予算書
- ・ 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・ 立面図・平面図の写し
- ・ 新築住宅の工事にあっては、工事の着工を証明するもの
- ・ 本人及び世帯員の市税等完納証明書（住所のある市区町村役場で取得してください）
- ・ 工事中の新築住宅（購入の場合は対象住宅）の現況全景写真 ※別方向から2枚～3枚程度
- ・ 住民票の写し（市区町村役場で取得したもの（原本に限る）、世帯全員の続柄の記載があるもの）
- ・ 戸籍の附票（転入前直近3年間の住所が確認できるもの）

様式はコチラからも  
ダウンロードできます⇒

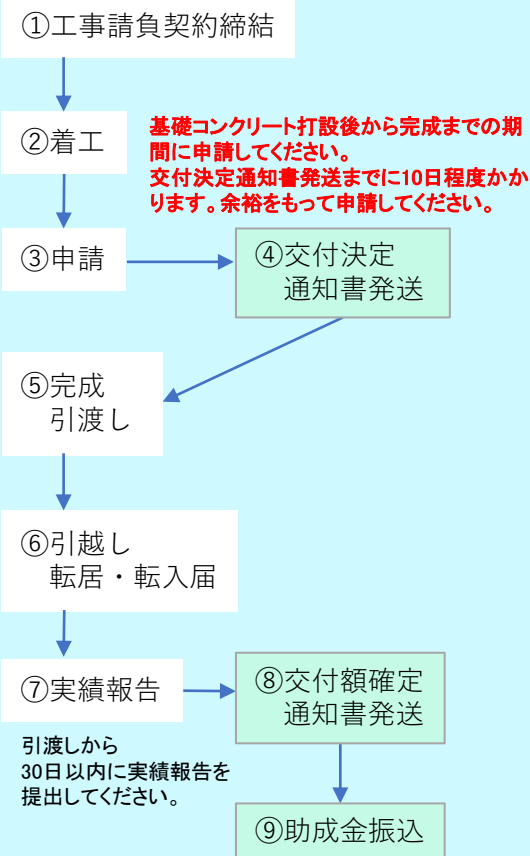


（裏面につづく）

# 助成金の流れ

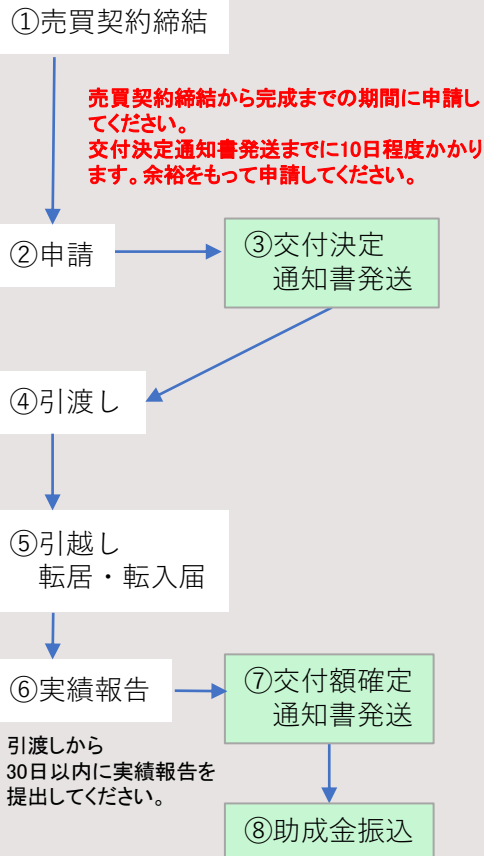
## 新築住宅の工事

…申請者が行うこと      …市が行うこと



## 新築住宅・中古住宅の購入

…申請者が行うこと      …市が行うこと



## 申請における注意事項

- 予算には限りがあり、予算額に達し次第終了します。※申請の予約はできません。
- 収益物件（例：取得した住居を賃貸経営する等）は対象外です。
- 申請者や住宅の状況により追加書類が必要な場合があります。お早めにご相談ください。

## 問合せ・申込先

### 西都はじめる相談窓口（移住・定住支援センター）

〒881-0012

宮崎県西都市小野崎1丁目55番地

電話：080-6470-4065

開所時間：10時～17時

定休日：年末年始



西都市ホームページ⇒

〈令和8年度子育て世代移住促進住宅取得助成金について〉